

滋賀県町村会規約

平成 11 年 3 月 1 日全部改正
平成 11 年 10 月 4 日一部改正
平成 17 年 3 月 2 日一部改正
平成 21 年 12 月 24 日一部改正
平成 25 年 2 月 28 日一部改正

滋賀県町村会規約（昭和 18 年 10 月 22 日制定）の全部を改正する。

第 1 章 総 則

（名称および組織）

第 1 条 本会は、滋賀県町村会と称し、滋賀県内の町をもって組織する。

（事務所）

第 2 条 本会は、事務所を大津市松本一丁目 2 番 1 号に置く。

（目的）

第 3 条 本会は、本会を組織する町（以下「町」という。）行政の円滑な運営を図り、地方自治の振興発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町の振興発展に資する調査および研究ならびに陳情要望活動
- (2) 町職員の統一採用試験および研修ならびに表彰に関する事業
- (3) 町ならびに町職員の財産の保全と損害の填補等を行うための各種共済に関する事業
- (4) 町行政に関連する事務の処理および連絡調整
- (5) 系統町村会との連携ならびに協力
- (6) その他目的達成のため必要な事業

第 2 章 役 員 等

（役員および役員の選任方法）

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
理 事	4 名以内
監 事	1 名

2 会長、副会長および監事は、総会において町の長（以下「町長」という。）

の中から互選する。

3 理事は、会長および副会長ならびに監事を除く町長をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は本会の事務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、総会および町長連絡会議に出席し提出された議案等を審議し、会務に参加する。

4 監事は、会計を監査し、総会および町長連絡会議に出席して報告するとともに、意見を述べることができる。

(役員任期)

第7条 会長、副会長および監事の任期は2年とする。

2 前項の任期は選挙の日から起算する。ただし、前任者の任期満了の前日に選挙を行った場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 前任者の任期満了の日後に選挙を行う場合においては、後任者が選挙されるまでの間、前任者は在任する。

4 任期途中で退任した者の補欠として会長または副会長もしくは監事となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第8条 役員には報酬を支給しない。ただし、必要に応じ実費を弁償することができる。

第3章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会および町長連絡会議とする。

2 総会は、定期総会および臨時総会とし、定期総会は毎年2回これを開き、臨時総会および町長連絡会議は会長が必要と認めたときこれを開く。

3 総会および町長連絡会議は、第5条に規定する役員により構成する。

(会議の招集)

第10条 総会および町長連絡会議は会長がこれを招集する。

(会議の運営)

第11条 総会および町長連絡会議における議長の職務は、会長が行う。

2 会長に事故があるときは、副会長が議長の職務を代理する。

3 総会および町長連絡会議の議事は、出席している者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定または変更
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の認定
- (4) 重要な決議および要望事項の決定
- (5) その他、町長連絡会議が必要と認めた事項

(町長連絡会議の協議事項)

第13条 町長連絡会議は、次の事項を協議し決定する。

- (1) 規約ならびに規程により定められた事項
- (2) 政務調査活動に関する事項
- (3) 政策課題についての調査研究に関する事項
- (4) 会務の運営上緊急を要する事項
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

第4章 事務局

(職員の任免)

第14条 本会事務局には、事務局長のほか必要な職員を置き、会長が任免する。

(事務局の組織等)

第15条 事務局の組織および所掌事務等は、町長連絡会議の議決を経て会長が定める。

第5章 財務

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、補助金ならびに全国自治協会、全国町村職員生活協同組合からの事務取扱交付金およびその他の収入をもってこれを支弁する。

- 2 会費は、町の負担とし、その金額および分賦方法等は毎年度の予算で定める。

(予算および決算)

第17条 毎年度の歳入歳出予算は、会長がこれを調製し、年度の開始前に総会の議決を経なければならない。

- 2 決算は、会長が監事の審査を経て、総会の認定に付さなければならない。
- 3 本会の会計年度は、国の会計年度による。

第6章 補則

(会長への委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、町長連絡会議の議決を経て会長が定める。

付 則

- 1 この規約は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 従前の規約は、平成 11 年 5 月 31 日をもって廃止する。

付 則（平成 11 年 10 月 4 日一部改正）

この規約は、交付の日から施行する。

付 則（平成 17 年 4 月 1 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。なお、施行日前の規約により選出された役員の任期は、平成 17 年 3 月 31 日をもって終了するものとする。

（滋賀県町村会政務調査会設置規程の廃止）

- 2 滋賀県町村会政務調査会設置規程（平成 9 年 4 月 18 日制定）は、平成 17 年 3 月 31 日をもって廃止する。

付 則（平成 22 年 1 月 1 日一部改正）

（施行期日）

この規約は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。なお、施行日前の規約により選出された役員の任期は、平成 21 年 12 月 31 日をもって終了するものとする。

付 則（平成 25 年 2 月 28 日一部改正）

この規約は、公布の日から施行する。